

## 府の一般職の職員の給与改定率等の推移

職員区分	区 分		平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
一般職の職員 (行政職)	給与月額 (カット前)	指 数	100.0	102.8	104.8	106.0	107.0	107.9	108.9	109.6	109.8	109.9	109.9	107.9	106.8	106.8	106.5	105.0	105.4	105.4	105.4	105.4	
		改 定 率 ( %)	( )	( 2.84 %)	( 1.89 %)	( 1.17 %)	( 0.89 %)	( 0.87 %)	( 0.95 %)	( 0.66 %)	( 0.22 %)	( 0.10 %)	( 0.00 %)	( -1.81 %)	( -1.01 %)	( 0.00 %)	( -0.27 %)	( -1.46 %)	( 0.46 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	
	給与月額 (カット後)	指 数																				98.3	98.3
		改 定 率																					( -6.73 %)
給与月額 (カット前)	指 数	100.0	102.8	104.7	106.0	106.9	107.9	108.9	109.6	109.8	109.8	109.8	109.8	107.6	106.4	106.4	106.2	104.6	105.0	105.0	105.0	105.0	
	改 定 率 ( %)	( )	( 2.75 %)	( 1.93 %)	( 1.18 %)	( 0.88 %)	( 0.91 %)	( 0.92 %)	( 0.65 %)	( 0.25 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( -1.97 %)	( -1.10 %)	( 0.00 %)	( -0.18 %)	( -1.53 %)	( 0.43 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	
給与月額 (カット後)	指 数																					99.0	99.0
	改 定 率																					( -5.72 %)	( 0.00 %)

## 《管理職》

職員区分	区 分		平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
本庁部局部長 (最高号給)	給与月額 (カット前)	指 数	100.0	103.0	105.0	106.3	107.3	107.8	108.9	109.7	109.7	109.7	109.7	107.3	105.9	105.9	105.9	90.3	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
		改 定 率 ( %)	( )	( 3.02 %)	( 1.95 %)	( 1.20 %)	( 0.95 %)	( 0.47 %)	( 1.05 %)	( 0.69 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( -2.18 %)	( -1.29 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( -14.69 %)	( -0.38 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)
	給与月額 (カット後)	指 数	100.0	103.0	105.0	106.3	107.3	107.8	106.7	107.5	107.5	107.5	107.5	107.5	105.1	103.8	103.8	103.8	89.4	89.1	89.1	79.0	79.0
		改 定 率 ( %)	( )	( 3.02 %)	( 1.95 %)	( 1.20 %)	( 0.95 %)	( 0.47 %)	( -0.97 %)	( 0.69 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( -2.18 %)	( -1.29 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( -13.82 %)	( -0.36 %)	( 0.00 %)	( -11.35 %)	( 0.00 %)
給与月額 (カット前)	指 数	100.0	102.9	105.4	106.5	106.9	107.2	107.2	107.7	108.0	108.0	108.0	108.0	105.7	105.7	104.4	103.6	94.8	94.0	94.0	94.0	94.0	
	改 定 率 ( %)	( )	( 2.93 %)	( 2.45 %)	( 0.98 %)	( 0.41 %)	( 0.28 %)	( 0.00 %)	( 0.41 %)	( 0.33 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( -2.12 %)	( 0.00 %)	( -1.21 %)	( -0.80 %)	( -8.51 %)	( -0.78 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	
給与月額 (カット後)	指 数	100.0	102.9	105.4	106.5	106.9	107.2	106.1	106.6	106.9	106.9	106.9	106.9	104.7	104.7	103.4	102.6	93.9	93.2	93.2	84.3	84.3	
	改 定 率 ( %)	( )	( 2.93 %)	( 2.45 %)	( 0.98 %)	( 0.41 %)	( 0.28 %)	( -1.00 %)	( 0.41 %)	( 0.33 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( -2.12 %)	( 0.00 %)	( -1.21 %)	( -0.77 %)	( -8.48 %)	( -0.75 %)	( 0.00 %)	( -9.51 %)	( 0.00 %)	
給与月額 (カット前)	指 数	100.0	103.0	105.6	106.7	107.1	107.5	107.5	108.9	109.3	109.3	109.3	109.3	107.0	107.0	105.7	104.0	93.2	92.7	92.7	92.7	92.7	
	改 定 率 ( %)	( )	( 3.02 %)	( 2.51 %)	( 1.00 %)	( 0.45 %)	( 0.35 %)	( 0.00 %)	( 1.31 %)	( 0.36 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( -2.11 %)	( 0.00 %)	( -1.22 %)	( -1.60 %)	( -10.38 %)	( -0.55 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	
給与月額 (カット後)	指 数	100.0	103.0	105.6	106.7	107.1	107.5	106.4	107.8	108.2	108.2	108.2	108.2	105.9	105.9	104.6	103.0	92.4	92.0	92.0	83.0	83.0	
	改 定 率 ( %)	( )	( 3.02 %)	( 2.51 %)	( 1.00 %)	( 0.45 %)	( 0.35 %)	( -1.00 %)	( 1.31 %)	( 0.36 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( -2.11 %)	( 0.00 %)	( -1.22 %)	( -1.54 %)	( -10.28 %)	( -0.52 %)	( 0.00 %)	( -9.71 %)	( 0.00 %)	
給与月額 (カット前)	指 数	100.0	103.0	105.6	106.7	107.1	107.5	107.5	108.9	109.3	109.3	109.3	109.3	107.0	107.0	105.7	104.0	93.2	92.7	92.7	92.7	92.7	
	改 定 率 ( %)	( )	( 3.02 %)	( 2.51 %)	( 1.00 %)	( 0.45 %)	( 0.35 %)	( 0.00 %)	( 1.31 %)	( 0.36 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( -2.11 %)	( 0.00 %)	( -1.22 %)	( -1.60 %)	( -10.38 %)	( -0.55 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	
給与月額 (カット後)	指 数	100.0	103.0	105.6	106.7	107.1	107.5	106.4	107.8	108.2	108.2	108.2	108.2	105.9	105.9	104.6	103.0	92.4	92.0	92.0	83.0	83.0	
	改 定 率 ( %)	( )	( 3.02 %)	( 2.51 %)	( 1.00 %)	( 0.45 %)	( 0.35 %)	( -1.00 %)	( 1.31 %)	( 0.36 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( -2.11 %)	( 0.00 %)	( -1.22 %)	( -1.54 %)	( -10.28 %)	( -0.52 %)	( 0.00 %)	( -9.71 %)	( 0.00 %)	
給与月額 (カット前)	指 数	100.0	103.0	105.6	106.7	107.1	107.5	107.5	108.9	109.3	109.3	109.3	109.3	107.0	107.0	105.7	104.0	93.2	92.7	92.7	92.7	92.7	
	改 定 率 ( %)	( )	( 3.02 %)	( 2.51 %)	( 1.00 %)	( 0.45 %)	( 0.35 %)	( 0.00 %)	( 1.31 %)	( 0.36 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( -2.11 %)	( 0.00 %)	( -1.22 %)	( -1.60 %)	( -10.38 %)	( -0.55 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	
給与月額 (カット後)	指 数	100.0	103.0	105.6	106.7	107.1	107.5	106.4	107.8	108.2	108.2	108.2	108.2	105.9	105.9	104.6	103.0	92.4	92.0	92.0	83.0	83.0	
	改 定 率 ( %)	( )	( 3.02 %)	( 2.51 %)	( 1.00 %)	( 0.45 %)	( 0.35 %)	( -1.00 %)	( 1.31 %)	( 0.36 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( -2.11 %)	( 0.00 %)	( -1.22 %)	( -1.54 %)	( -10.28 %)	( -0.52 %)	( 0.00 %)	( -9.71 %)	( 0.00 %)	
給与月額 (カット前)	指 数	100.0	103.0	105.6	106.7	107.1	107.5	107.5	108.9	109.3	109.3	109.3	109.3	107.0	107.0	105.7	104.0	93.2	92.7	92.7	92.7	92.7	
	改 定 率 ( %)	( )	( 3.02 %)	( 2.51 %)	( 1.00 %)	( 0.45 %)	( 0.35 %)	( 0.00 %)	( 1.31 %)	( 0.36 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( -2.11 %)	( 0.00 %)	( -1.22 %)	( -1.60 %)	( -10.38 %)	( -0.55 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	
給与月額 (カット後)	指 数	100.0	103.0	105.6	106.7	107.1	107.5	106.4	107.8	108.2	108.2	108.2	108.2	105.9	105.9	104.6	103.0	92.4	92.0	92.0	83.0	83.0	
	改 定 率 ( %)	( )	( 3.02 %)	( 2.51 %)	( 1.00 %)	( 0.45 %)	( 0.35 %)	( -1.00 %)	( 1.31 %)	( 0.36 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( 0.00 %)	( -2.11 %)	( 0.00 %)	( -1.22 %)	( -1.54 %)	( -10.28 %)	( -0.52 %)	( 0.00 %)	( -9.71 %)	( 0.00 %)	

(注) 上段は平成3年を「100」とした指数で小数点第2位四捨五入。カッコ内は対前年の改定率。

## 【資料内用語の説明】

一般職・・・大阪府職員のうち特別職(知事や副知事など)を除くすべての職員。(本庁部局長から、新規採用職員に至るすべての職員が含まれる。)

行政職・・・行政職給料表の適用を受ける職員(【例】一般行政職、土木職、ケースワーカーなどの技術職等)

給与月額・・・給料月額に加え、扶養手当、地域手当、住居手当などの諸手当を含んだ水準 (参考)地域手当とは・・・主に民間賃金の高い地域に支給される手当(大阪府域では給料月額の10%)

給料月額・・・いわゆる基本給部分

## 【管理職の給与について】

本庁部局長・・・現在、一般職の最高額を受けている職員

※平成17年以前は指定職給料表(注)5号給の金額を記載

※平成18年以降は行政職給料表の最高号給(10級21号給)の金額に管理職手当と地域手当を合計した金額を記載

(注1)指定職給料表適用者には、管理職手当、扶養手当、住居手当などの属人的な手当は支給されず、そのような手当をすべて包含した金額を給料そのもので考慮のうえ、支給されていた

(注2)指定職給料表は上記(注1)のとおり、管理職手当のみならず、様々な手当を包含した金額のため、指定職給料表と行政職給料表の最高号給を単純比較することはできないが、あくまで、府の一般職で最高号給を受けている職の職員が受ける金額の参考例として記載。

本庁次長・・・一般職のうち次長級の職員

※平成17年以前は、行政職給料表の11級の最高号給(19号給)の金額を記載

※平成18年以降は行政職給料表の最高号給(10級21号給)の金額に管理職手当と地域手当を合計した金額を記載

本庁課長・・・一般職のうち課長級の職員

※平成17年以前は、行政職給料表の10級の最高号給(20号給)の額を記載

※平成18年以降は行政職給料表の最高号給(10級21号給)の金額に管理職手当と地域手当を合計した金額を記載